

平成 27 年 2 月 20 日

虫の忌避効果を標ぼうする商品の販売業者 4 社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、吊り下げるなどして使用する虫の忌避効果を標ぼうする商品（以下「虫よけ商品」という。）を販売する事業者 4 社（以下「4 社」という。）に対し、景品表示法第 6 条の規定に基づき、措置命令（別添①ないし④参照）を行いました。

4 社が供給する虫よけ商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為（表示を裏付ける合理的根拠が示されず、同法第 4 条第 1 項第 1 号（優良誤認）に該当）が認められました。

1 4 社の概要

- (1) アース製薬株式会社（以下「アース製薬」という。）
所在地 東京都千代田区神田司町二丁目 12 番地 1
代表者 代表取締役 川端 克宜
設立年月 大正 14 年 8 月
資本金 33 億 7760 万円（平成 27 年 2 月現在）
- (2) 興和株式会社（以下「興和」という。）
所在地 名古屋市中区錦三丁目 6 番 29 号
代表者 代表取締役 三輪 芳弘
設立年月 昭和 14 年 11 月
資本金 38 億 4000 万円（平成 27 年 2 月現在）
- (3) 大日本除蟲菊株式会社（以下「大日本除蟲菊」という。）
所在地 大阪市西区土佐堀一丁目 4 番 11 号
代表者 代表取締役 上山 直英
設立年月 大正 8 年 4 月
資本金 4 億 4000 万円（平成 27 年 2 月現在）
- (4) フマキラー株式会社（以下「フマキラー」という。）
所在地 東京都千代田区神田美倉町 11 番地
代表者 代表取締役 大下 一明
設立年月 昭和 25 年 12 月
資本金 36 億 9868 万円（平成 27 年 2 月現在）

2 措置命令の概要

- (1) 対象商品（別表「対象商品」欄参照）
虫よけ商品（アース製薬 8 商品、興和 4 商品、大日本除蟲菊 11 商品、フマキラー 7 商品の計 30 商品）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体
商品パッケージ

(イ) 表示期間
別表「表示期間」欄記載の期間

(ウ) 表示内容

4社は、例えば、別紙1ないし4の「表示内容」を記載するなど、あたかも、対象商品をベランダ等に吊り下げるなどするだけで、表示された範囲、表示された期間にわたり、対象商品から放出される薬剤により、ユスリカ及びチョウバエを寄せ付けないかのように示す表示をしていた。

イ 実際

前記アの表示について、当庁は、景品表示法第4条第2項の規定に基づき、4社に対し、それぞれ当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、4社から資料が提出された。しかし、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。

(3) 命令の概要

ア 4社が行った前記(2)アの表示は、対象商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者へ周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

担当者: 上地、富澤、土生川

電話: 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

	事業者	対象商品	表示期間
1	アース製薬株式会社	バポナ虫よけネットW120日用	平成24年3月1日以降
		バポナ虫よけネットW240日用	平成25年3月1日以降
		バポナ虫よけネットW1年用	平成25年3月1日以降
		バポナ虫よけネットWスヌーピー90日用	平成24年3月1日以降
		バポナ虫よけネットWスヌーピー240日用	平成25年3月1日以降
		バポナ玄関用虫よけネットW120日用	平成24年3月1日以降
		バポナ玄関用虫よけネットW240日用	平成25年3月1日以降
		バポナ玄関用虫よけネットW1年用	平成25年3月1日以降
2	興和株式会社	ウナコーワ虫よけ当番ブルー63日用	平成23年4月18日以降
		ウナコーワ虫よけ当番ブルー133日用	平成24年2月2日以降
		ウナコーワ虫よけ当番スーパーロング260日用ブルー	平成26年2月26日以降
		ウナコーワ虫よけ当番スーパーロング260日用ブルー限定品	平成26年2月1日以降
3	大日本除蟲菊株式会社	虫コナースプレートタイプ30日用	平成24年3月以降
		虫コナースプレートタイプ60日用	平成24年3月以降
		虫コナースプレートタイプ100日用	平成25年3月以降
		虫コナースプレートタイプ150日用	平成25年3月以降
		虫コナースプレートタイプ200日用	平成25年3月以降
		虫コナースプレートタイプ250日用	平成25年3月以降
		虫コナース玄関用100日用	平成24年3月以降
		虫コナース玄関用150日用	平成25年3月以降
		虫コナース玄関用200日用	平成24年3月以降
		虫コナース玄関用250日用	平成25年3月以降
		虫コナースアロマプレートタイプ100日フレッシュフローラル	平成25年3月以降
4	フマキラー株式会社	虫よけバリア366日	平成26年3月1日以降
		虫よけバリアブラック200日	平成26年3月1日以降

		虫よけバリアブラック 250日	平成26年3月1日以降
		虫よけバリアハローキティ 250日	平成26年3月1日以降
		虫よけバリア玄関用	平成25年3月1日以降
		Kawaii Select虫よけバリア 150日	平成26年3月1日以降
		Kawaii Select虫よけバリア 200日	平成26年3月1日以降

アース製薬の表示例

「バポナ虫よけネットW240日用」と称する商品の商品パッケージにおける表示

表示内容

- ・「虫よけネットW」
- ・「240日用」
- ・「広さの目安 14畳」
- ・「いやな虫をよせつけない！！」
- ・「2つの薬剤で速く効く！長く効く！」
- ・「ベランダ 軒下 つるだけ」
- ・ユスリカの絵の記載
- ・「●つるだけ、おくだけでいやな虫をよせつけないネットタイプの虫よけです。」
- ・「●トランスフルトリンとエムペントリンの2つの薬剤で虫をよせつけません。」
- ・「●大型ボディで、約14畳空間に効きめが広がります。」
- ・「●本品の有効期間は使用環境により異なりますが、通常約240日間効力が持続します。」
- ・「適用害虫：ユスリカ、チョウバエ」
- ・「使用期間：約240日間（使用環境により異なります）」
- ・「使用の目安：約14畳あたり1個」

【表面】



【裏面】



興和の表示例

「ウナコーワ虫よけ当番スーパーロング260日用ブルー」と称する商品の商品パッケージにおける表示

表示内容	
・「虫よけ当番」 ・「いやな虫をシャットアウト」 ・「もっと長もち スーパーロング260日間」 ・「虫の侵入口に見えない3次元バリア！」 ・「吊り下げても置いてても3次元バリアで効く」 ・本件商品から放射線状に広がる輪から逃げるユスリカの絵、チョウバエの絵の記載 ・「●いやな虫を寄せ付けない有効成分が3次元に広がります。」 ・「●吊り下げても、置いてても使える屋外・屋内兼用の虫よけです。」 ・「ベランダに 玄関に 軒下に 庭木まわりに」と本件商品から放射線状に広がる輪の記載 ・「(効きめの目安はおよそ260日間です)」 ・「使用の目安：およそ12㎡あたり1個」 ・「使用期間：およそ260日（使用状況により異なります）」 ・「適用害虫：ユスリカ、チョウバエ」	【裏面】  【表面】 

大日本除蟲菊の表示例

「虫コナーズプレートタイプ250日用」と称する商品の商品パッケージにおける表示

表示内容	表示内容
・「虫コナーズ」 ・「250日用」 ・「屋内へのイヤな虫の侵入を防ぎます」 ・「使用の目安 14畳用」 ・「虫よけ」 ・「ベランダに 軒下に 吊るだけ！簡単虫よけ」 ・「最後までしっかり効く！」 ・ユスリカの絵、チョウバエの絵の記載 ・「イヤな虫の屋内への侵入を防ぐ！！」 ・本件商品から揮散する有効成分によりユスリカが逃げていく絵の記載 ・「●メッシュの中に薬剤が練り込んであり、約250日間効果を発揮、屋内へのイヤな虫の侵入を防ぎます。」 ・「●吊るすだけの簡単虫よけ。持ち運びにも便利！」 ・「使用の目安 14畳あたり1個」 ・「適用害虫 ユスリカ・チョウバエ」 ・「使用期間 約250日間（使用状況により異なります）」	【表面】  【裏面】 

フマキラーの表示例

「虫よけバリアブラック250日」と称する商品の商品パッケージにおける表示

表示内容	
・「虫よけバリアブラック」 ・「250日」 ・「使用の目安 14畳」 ・ユスリカの絵、チョウバエの絵の記載 ・「曇り空や日陰等、直射日光が当たらない場合でも、太陽が出ている間は散乱した光を吸収し、虫よけ効果がアップします。」 ・「●忌避効果の高い薬剤と天然ハーブの香りのハイブリッド効果。」 ・「設置場所例 ●ベランダ ●物干し ●窓ぎわ ●玄関 ●勝手口 等。」 ・「使い方自在 引っかけて 置いて 吊り下げて」 ・本件商品から放射線状に広がる輪の記載 ・「【適用害虫】ユスリカ、チョウバエ」 ・「【使用期間】約250日間（使用状況により異なります）」 ・「【使用の目安】約14畳あたり1個」	
【表面】	【裏面】

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

（報告の徴収及び立入検査等）

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

（権限の委任等）

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 （省略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号、第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第七条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要

